



序 章



大治町の成り立ち



第1節 まちの概要

大治町は、濃尾平野の南西部に位置し、南北に流れる一級河川の庄内川、新川と二級河川の福田川の間であり、東西 2.7km・南北 3.2km のほぼ正方形で、面積は 6.59km²です。

名古屋市中村区と中川区、あま市に囲まれ、名古屋駅まで約 7km、公共交通機関で約 30 分の立地であり、名古屋市とはベッドタウンとして密接な関係にあります。

また、町のすぐ南に、高速道路の名古屋西 JCT があります。ここから、名古屋第二環状自動車道や東名阪自動車道、名古屋高速 5 号万場線が利用でき、県内外への車を使った移動での利便性が高い特徴があります。

令和 2（2020）年の国勢調査では、表 1 のようになっており、人口密度は県内では名古屋市に次いで第 2 位です。

表 1 令和 2 年の町のすがた

人 口	32,399 人
世 帯	13,468 世帯
人口密度	4,916.4 人 /km ²

では、町が誕生するまでの過程をたどってみましょう。

町域は、奈良時代には中島郷に、平安時代以降は富田荘と松葉荘という荘園に属していたとみなされています。

18 世紀後半の天明年間（1781～1789）に、尾張藩では藩政改革が行われます。現在の大字にあたる 12 か村のうち、9 か村が尾張藩の清洲代官の配下になり、3 か村が名古屋の大代官の配下に属することになりました。

明治時代に入ると、大区・小区制を経て、連合戸長役場の時代を迎えます。その後、明治 22（1889）年 10 月 1 日に、12 か村が合併して大治村が誕生しました。

大正から昭和時代にかけては農村地帯でしたが、昭和時代の中頃から都市化が進み、昭和 50（1975）年 4 月 1 日に町制を施行しました。

なお、町域に住んでいたと伝えられる人数は、表 2 のとおりです。

表 2 町域の人口と戸数

年	人口	戸数
寛文 11 年 (1671)	2,964 人	549 戸
寛政 4 年 (1792)	3,227 人	746 戸
明治 24 年 (1891)	4,649 人	877 戸

第2節 古代から近世まで

古代・中世のまちのすがた

大治町域は、どのような様子であったのか、古代にさかのぼりましょう。

町域では、古墳時代以降の遺物が、複数の場所で確認されています。形けい象しょう埴はに輪わ、須す恵え器き、灰かい釉ゆう陶とう器き、土は師じ器きなどが見つかっており、古代の早い段階から開発が進み、中世後期まで集落として続いてきたと推測できます。

また、生活がおぼろげながらに見られるのは、「郷」という集落の名称ができたとされる奈良時代の霊亀元（715）年以降です。平安時代中期の『和名類聚抄』に書かれている「海部郡中島」が現在の中島につながるとされています。ただし、この中島郷の広さは明らかではありません。

平安時代末期頃から鎌倉時代初期までには、京都の蓮華王院領であった海東荘に、町域が含まれていました。

また、馬島・三本木・砂子・鎌須賀・東條・北間島・堀之内が含まれる富田荘がありました。

富田荘は、永久 4（1116）年の『朝野群載』に、康和 5（1103）年に右大臣藤原忠実の摂関家領であったと記されています。建暦元（1211）年に北条義時の地頭請所になり、弘安 6（1283）年には、北条時宗が建てた鎌倉の円覚寺が地頭職を認められました。

そして、富田荘の北西側に西條・中島・花常が含まれる松葉荘がありまし

た。

中島郷は、松葉荘ができたことで、その一部に組み込まれました。また、富田荘に属していた村も、松葉荘に属することになっていきます。最盛期の松葉荘には 31 か村があり、町域の大半が属していました。

建武の新政（1333）が開始され、後醍醐天皇が、勅願寺の京都の妙顕寺に松葉荘を寄進しました。これにより、年貢は妙顕寺に納められたと推定されますが、南北朝時代に勢力を拡大してきた守護によって、松葉荘は領地化されていきました。

そのため、妙顕寺は名目上、松葉荘の領主でしたが、しばらくすると実質的な支配はされなくなったようです。

なお、南北朝時代には、日本医学の眼科史で重要な馬島流の開祖として、清眼僧都せいがんそうずが現れています。その後、江戸時代にかけて眼病の治療所として、明眼院は広く全国に知られるようになりました。

室町時代に、富田荘は河崎氏、松葉荘は安井氏が治めていました。その後、荘園領主の力が弱まり、これら荘園は、16 世紀末の太閤検地たいこうけんちにより完全に消滅していきました。

戦国時代になると、織田伊賀守が西條に松葉城を構え、一円をまとめました。織田氏一族が、海部地域いのかみの大半を

支配するようになったのです。

しかし、織田信長の父であり勝幡城主であった織田信秀の没後、この地域の実権をめぐって萱津の戦いが始まります。

これに勝利したのは信長率いる織田軍で、この勝利により、信長は勢力を拡大して清須城の城主となり、尾張か

ら天下統一へと進んでいきます。

慶長 5（1600）年の関ヶ原^{せきがはら}の戦いの後、尾張は徳川家康の四男・松平忠吉が、次いで九男・徳川義直が治めました。慶長 14（1609）年に名古屋に城を造ることが決まり、尾張徳川家の象徴ともいえる名古屋城を中心とした、尾張藩の時代が始まりました。

尾張藩の領知・財政と大治

尾張藩は、その藩領を蔵入地、知行地、寺領地に大別し、統治していきました。町域は、主に知行地に区分されていました。

知行地とは、中流以上の藩士に分け与えられた土地で、その地に住む村人は、貢租（年貢）を藩士に納めていました。その対象の土地を給知（給地）、給知を与えた者は給主、与えられた者は給人といいます。

町域には給知が多く、藩の直轄地である蔵入地の 8 倍以上もあったとされています。給人の数も、尾張藩全体の 1 割近くになっていたようです。

江戸時代の税は、大きく年貢（本途^{ほんと}物成^{ものなり}）と諸役（小物成^{こものなり}・高掛^{たかがかり}物^{もの}・夫役^{ふやく}・国役）などに分かれます。

本途物成は、田畑や屋敷地にかかる税で、小物成は、その他の雑税でした。

当時の税は基本的に、米で納められ、収穫した米の 40% を領主に納め、60% が民のものでした。「四公六民」といわれるものです。

幕府は「五人組」をつくらせ、住民同士で監視をさせました。

これは、5 人のうち 1 人でも罪を犯した場合に、全員が同じ責任を負う制度です。

たいへん厳しい制度のように感じられますが、幕府の意思が伝わりやすくなったり、協力や助け合いにつながるなどの利点もあったようです。

当時の町域には竹やぶが多く、尾張藩から「竹役」を任じられ、その竹を税の一つとして納めていた村もありました。

村には、村方三役（庄屋^{くみがしら}、組頭^{かしら}、頭百姓）という役職がありました。

この村方三役は世襲ではありませんが、結局のところ経済力がある知識人が担っていたこともあり、代々継承されることが多いものでした。

村人は、所有地の有無などによって高持百姓、無高百姓に大別されていました。

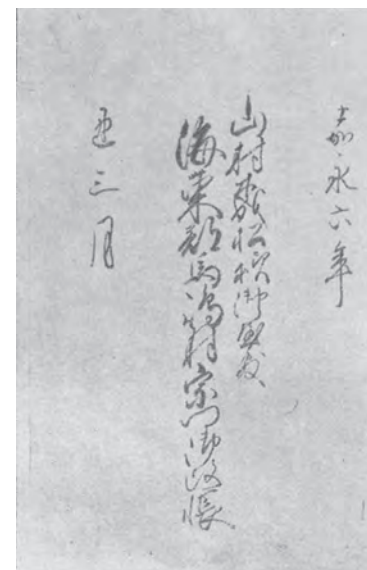
村の財政は、村入用という会計書で管理されていました。当時は、収穫高ではなく、耕作する面積による課税でした。

これにより、豊かな人はより豊になり、生活の厳しい人はより厳しくなる状態にあったのです。そのため大治

の各村でも、土地を質物にして借金をする人があらわれ、借金を返すことができれば、土地の権利を失いました。

大治では、五人組をもとにした宗門（人別）御改帳^{おあらためちよう}が作成され、村人の宗教の調査が行われています。

この宗門御改帳は、村人の素性を調べることになるため、キリシタンを禁じた証拠であり、戸籍のような役割も



馬島村の宗門御改帳（嘉永 6（1853）年）

Column 江戸時代の大治は柿どころ？

西條には、敷地に柿の木もたくさん植えられていた「柿屋敷」と呼ばれる家がありました。その柿は、毎年、尾張藩主に献上され、たいへん喜ばれていたそうです。



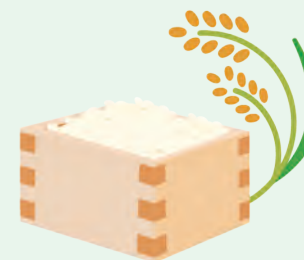
Column 「お代官様！お目こぼしを」

「お目こぼし」とは、一般的に、大目に見たり、わざと見逃すことによく使われます。

年貢米を計量するときに、役人がわざと枴や俵から米をこぼしました。

役人は、「下にこぼれた米をお上に献上できるか！持って帰れ」と言って、民に米を持って帰らせたそうです。

それが、「お目こぼし」のいわれだとする説もあるようです。



ありました。
このような村人の把握が、明治時代

以降の村の成立に貢献したともいえる
でしょう。

第3節 近代と大治村の誕生

廃藩置県と愛知県の成立

明治4（1871）年、政府は廃藩置県を進めました。当初は、江戸時代に置かれていた藩がそのまま県となったため、現在の愛知県には13の県があったとされています。

尾張地方には、名古屋県と犬山県の

2県がありました。まずこの両県が統合し、続いて明治5（1872）年11月に、三河地方にあった11県を合併した額田県が愛知県の管轄に移り、現在の愛知県となりました。

戸籍のはじまり

藩政時代には村（現在の大字）があったものの、現代のような行政の組織は明確には存在せず、その集団を束ねる役職の名称などもたびたび変わっていました。

明治4年4月に戸籍法が定まり、戸籍編製のために、全国を「区」に編

成しました。また各区に、「戸長」という役職を置いて、戸籍の作成や住民の統括をしました。

この時の戸籍は、明治5年にできたため、その年の干支に由来して「^{じんしん}壬申戸籍」と呼ばれました。

大区小区制から区制へ

明治5年9月に、愛知県を6つの大区とその下の小区に分ける、「大区小区制」が始まりました。現在の大治町が属する海東郡は、海西郡と共に第六大区になりました。

その後、同年11月に額田県が廃止され愛知県に合併すると、県の大区は15になりました。

第六大区には、22の小区があり、

として「^{じゅう}什人組」と呼ぶところもありました。八ツ屋村では、五伍長制が敷かれていました。

明治9（1876）年8月には、大区小区制が廃止となり、県内が18区に再編成されました。これにより、海東郡は、それまでの第六大区から第六区になりました。

今の大字にあたる村の単位では、財力や人材などに差があり、自治組織として脆弱な面がありました。そこで、小区に属する村々が協力しあって、

「部」や「部議会」をつくり、自治を行いました。



大区小区時代の戸籍調草稿（明治7年）

図1 町に関する大区小区制（明治5年）

大区	区域	小区	区域
第一大区	名古屋、熱田	第一小区	八ツ屋、鎌須賀、砂子、万場、長須賀、伏屋、前田、助光 (下線部は、現名古屋市中川区)
第二大区	愛知郡	第三小区	西條、中島、花常、馬島、三本木、長牧、東條、北間島、堀之内
第三大区	春日井郡		
第四大区	丹羽郡、葉栗郡		
第五大区	中島郡		
第六大区	海東郡、海西郡		

郡制の施行と戸長役場の開設

明治11（1878）年7月に郡区町村編制法が施行され、郡や区、町村が置けられました。これにより、町村長の職制ができ、現在の姿に近いかたちとなりました。

愛知県では、明治11年12月から郡制が敷かれ、第六区は、海東郡と海西郡になりました。



海東郡役所（明治37年）

両郡には同じ郡長が就き、「海東・海西郡役所」が津島町（現津島市）に開所しました。

明治 24（1891）年に県は、1 郡 1 役所とする指示を出しました。そのため、海西郡役所が弥富町（現弥富市）に新設され、海東郡と海西郡の役所が分離されました。



海部郡役所（大正 5 年）

その後、大正 2（1913）年に両郡が合併し、海部郡となりました。

海東と海西の両郡が誕生したとき、町村の首長は戸長となり、この戸長の事務所は「戸長役場」と呼ばれました。

役場といっても、戸長の自宅か空き家などが使われた例がほとんどだったようですが、今の役所や役場の原型ということもできます。

連合戸長役場の設置

明治 17（1884）年に事務の効率化などを目的に、各村にあった戸長役場を統合し、複数の村を取りまとめる「連合戸長役場」が誕生しました。

海東郡の約 150 か村で 33 の連合戸長役場がつくられました。なお、この制度は、明治 22 年に町村ができるきっかけとなるものでした。

後に大治町になる各村は、2 つの連合戸長役場に属しました。

役場の名称には当初、数字が使われていました。明治 18（1885）年 5 月からは、表 3 のように、役場が所在する村名を、役場名の最初に置くことになりました。

しかし、この名称はいかにも長くて使いづらく、単に二組、一〇組などの呼称も使われたようです。

また、首長を「戸長」と呼び、各村の長は「総代」と呼ばれるようになりました。

この制度は 5 年ほど続き、2 つの連合戸長役場が合併することで、大治町の誕生を迎えました。



戸長役場開設の届

表 3 町に関する連合戸長役場

戸長役場名		村
二 組	八ツ屋村外六ヶ村戸長役場	八ツ屋、砂子、鎌須賀、長牧、東條、北間島、 <u>下萱津</u> (下線部は、現あま市)
一〇組	馬島村外五ヶ村戸長役場 ※明治 22 年からは、西條村外五ヶ村戸長役場	西條、中島、花常、馬島、三本木、堀之内

市制・町村制での大治町の誕生

明治 21（1888）年 4 月、国から「市制・町村制」が公布されました。

町村制では、教育や徴税、土木などの行政事務に見合った規模や、江戸時代からの集落を踏まえた 300 ～ 500 戸を 1 町村の規模として、合併が進められました。

明治 22 年 10 月 1 日に、愛知県内に新しい町村が一斉に誕生しました。この日に、下萱津を除く連合戸長役場の 12 か村が合併し「大治村」が誕生します。

役場は馬島に置かれ、初代村長には西條の恒川清左衛門が就任しました。

当時の大治村の人口は、海東郡で津島町、蟹江町に次いで 3 番目に多く、村だけで見れば海東郡で第 1 位の規模でした。

なお、「大治」の名の由来や起源は

明らかではありません。「大いに治まる」との意味を込めて、漢文から引用したのかもしれませんが。



大治村役場と第 1 号の公用スクーター（昭和 37 年頃）

第4節 大治村から大治町へ

明治期の合併問題

明治22年に村となってから、大治は一度も合併をしたことがありません。これは県内でも珍しいケースです。

かつては人口の規模も大きな村でしたが、時代とともに徐々に小さな村になっていった感は否めませんでした。

大治村の時代にも合併の問題が立ち上がったときには、村内に議論や動揺はありました。

ここで、明治39(1906)年の町村合併の問題に触れておきます。

町村の合併は、日露戦争直後の明治38(1905)年10月に、県知事の訓令によって進められました。

県は、町村では戸数1,000戸、人口

5,000人を標準とした合併案を示して、強力に促進していました。

教育費やインフラ整備など、自治体を整備するための事業資金に多額の費用を必要としたため、町村側も合併を積極的に推進していました。

大治村は、南に隣接する赤星村と合併し、人口5,967人となる原案を示していました。

ただし、合併をしたとしても、当時の海東郡に存立していた村の中で、人口の多い村にはなりません。そのこともあり、赤星村との合併は成立せずに、大治村は海東郡の中で、最も人口が少ない村となったのです。

頃から、準戦時体制の一環として「防護団」が全国各地に設立されました。大治村では村長を団長、助役を副団長とする防護団を昭和11(1936)年9月に組織しました。

昭和13(1938)年5月に国家総動員法が施行されると、いよいよ戦時体制が強化されていきました。国民が軍人として召集されるにつれ、国土の維持や防衛は防護団の力に頼らざるを得なくなります。

その後、昭和14(1939)年4月に「警防団令」が施行され、消防活動のほか

に軍事や治安も担当する「警防団」を、防護団に代わってつくることになりました。大治村でも、同月に警防団を結成しています。

戦時下の大治村は、農村地帯であったため、主な仕事や役割は銃後の守りでの食糧の増産と、

昭和15(1940)年度から始まった主食の供出でした。

これは自主的な供出ではなく、実際は強制的に割り当てられたものであり、やがて法令化されていきました。

なお、昭和17(1942)年3月には、かんしよ甘諸譲渡制限に関する県令が出されています。米や麦のほか甘諸ばれいしょ(サツマイモ)や馬鈴薯(ジャガイモ)などの主食に使われるような食糧は全て統制され、供出の対象になっていました。

消費者は、配給を受けることになりませんが、配給量は減少の一途をたどり、栄養失調者が出るようになっていました。

当時の大治村役場からの配給通知書



花常八幡神社で、日の丸を持つ子どもたち(昭和10年代)

をまとめた資料を見ると、わずかな物資を小刻みに数多く配給していたことが分かります。

太平洋戦争が開戦した昭和16(1941)年、全国の各町村に勤労報国隊をつくるよう国から命じられました。大治村でも昭和17年に、青少年団少年部勤労報国隊をつくり、隊長には国民学校長が就きました。

隊員は、農繁期に出征した軍人の家庭で勤労奉仕をしました。

また、昭和18(1943)年6月に学徒戦時動員体制が確立され、国民学校高等科の生徒も軍需工場に駆り出されました。

Column 名古屋城まで燃えた空襲

昭和20(1945)年5月、東へ向かって銀色のB29が飛んでいき、名古屋の空襲で、機体から焼夷弾しょういだんがバラバラと落とされるのが見えました。松の木に登ると、名古屋城が燃えている炎柱が

見えました。

大治に爆撃はなかったものの、甚目寺飛行場を狙った艦載機から、機関砲の葉きょうが降ってきたことを覚えています。

終戦、地方自治法下での大治

昭和 20 年 8 月の終戦を迎え、翌年 11 月に新憲法（日本国憲法）が、昭和 22（1947）年 4 月には地方自治法が公布されました。

国家の強力な統制を強いる時代から、個々の国民の権利を尊重する市町村の自治の時代へと変わっていきました。これによって大きく変わったのは、次の 4 点です。

- ①役場・議会・選挙の独立
- ②住民一人一人の平等な選挙権
- ③各種委員会や協議会の構成員に住民を加えての、実情に沿った運営
- ④民主的で個々を重んじた教育

こうした民主的政治を行う市町村には、一定の広さや人口規模などが求められます。そのため、盛んに合併が行われるようになりました。

昭和の大合併と大治村

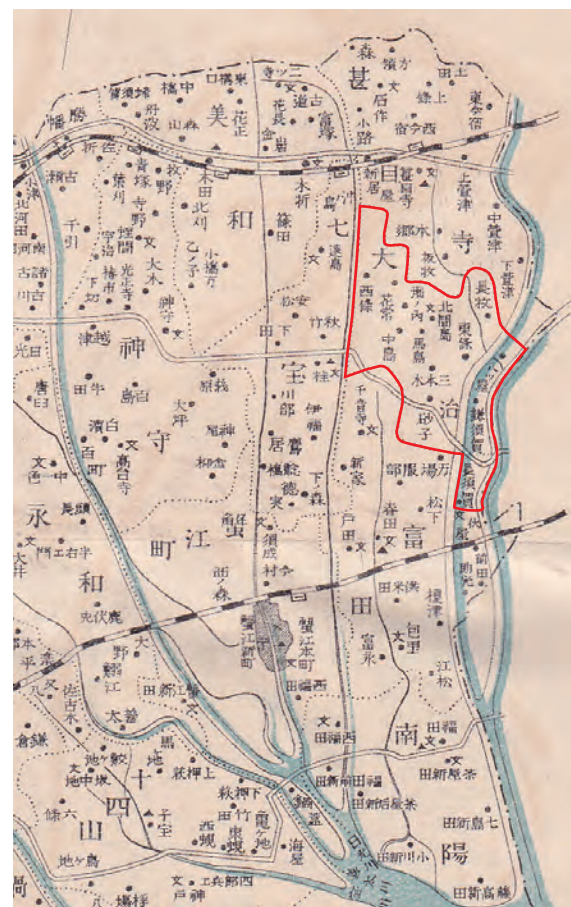
昭和 28（1953）年 9 月「町村合併促進法」が公布されました。この法律は「おおむね 8,000 人以上の住民を有する」ことを町村の標準としていました。

また、同年 10 月の「町村合併促進基本計画」が「町村数を約 3 分の 1 に減少することを目途」としたこともあり、全国で町村合併が相次ぎました。これを、「昭和の大合併」と呼んでいます。

大治村の当時の人口は 6,140 人であり、名古屋市周辺の 18 町村でつくる「名隣会」に加わり、名古屋市との合併を望みました。

一方、愛知県の提案では、大治村は神守村や七宝村、美和村との合併など、名隣会の思いとは異なるものでした。

県の提案を踏まえながらも、名古屋市長と議長は、昭和 29（1954）



『郡勢要覧』（大正 4 年）に添付された、海部郡地図（部分）。赤の範囲が大治

年 9 月に名隣会の各町村を訪ね、合併の意向を伝えました。

昭和 29 年 8 月に日本都市学会が行った世論調査で、大治村では対象となった住民の 72.6%が、名古屋市との合併に賛成と回答しています。

満を持して踏み出した町制

昭和 40 年代後半には、大治村の人口や財政の規模などは、「町」としての資格を十分に得るものとなっていました。

当時は町になる条件の一つとして、「人口 5,000 人以上」が基準とされていました。

昭和 50（1975）年 1 月の大治村の人口は、1 万 6,991 人（男性 8,690 人、女性 8,301 人）、4,648 世帯でした。

中心集落の「連たん戸数（区画をまたいで建築物や街区がつながっていること）は 300 戸以上」あることが基準で、村では、花常、馬島、堀之内で 816 戸ありました。

商工（自営業者）と俸給生活者（給与所得者）が「戸数の 6 割以上」とされており、村は 4,538 戸が該当し、全世帯数の約 9 割を超えていました。村は、商工業やそれらの会社からの給与所得世帯が、圧倒的多数を占める状態になっていたのです。

そのほか、財政の規模やインフラ面でも町の要件を十分に満

しかし、少なからず反対の意見もあり、名古屋市が 11 月の議会で合併を議決するまでに大治村の意見がまとまらず、これ以降、名古屋市との合併は進みませんでした。

たすものでした。

町制施行の機は、十分に熟していました。村制のままでは実情に合わないことが明確になり、この問題が議論されてきました。

そして、昭和 49 年 11 月の臨時議会で、町制施行の提案をし、全議員の



町制記念で町内 6 か所に設置されたアーケードをくぐってのパレード

賛成で可決しました。

昭和 49 年 11 月 12 日、県知事宛てに「昭和 50 年 4 月 1 日から町制施行」の申請を提出し、昭和 50 年 1 月 16 日に県より告示されました。

同年 2 月 13 日に、町制施行祝賀準備特別委員会をつくり、祝賀行事の準備を進めました。

祝賀行事は、4 月 1・2 日の 2 日間にわたり、好天に恵まれたなかで盛大に催されました。

明治 22 年に誕生した大治村から、86 年後に「大治町」として新たなスタートを切りました。



町制施行を祝うアドバルーン



町制施行記念演芸会